

令和6年度相談窓口の開設予定

町では令和6年度の相談窓口を下記のとおり開設します。

4月	16日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	24日(水) 9:00~12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
5月	10日(金) 10:00~12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
	14日(火) 13:00~15:00	女性相談	(役場3階 301会議室)
	21日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
6月	18日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(図書館)
	26日(水) 9:00~12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
7月	9日(火) 13:00~15:00	女性相談	(役場3階 301会議室)
	16日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	19日(金) 10:00~12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
8月	20日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	28日(水) 9:00~12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
9月	10日(火) 13:00~15:00	女性相談	(役場3階 304会議室)
	17日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	20日(金) 10:00~12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
10月	15日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	23日(水) 9:00~12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
11月	12日(火) 13:00~15:00	女性相談	(役場3階 304会議室)
	15日(金) 10:00~12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
	19日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
12月	17日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	25日(水) 9:00~12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
1月	14日(火) 13:00~15:00	女性相談	(役場3階 304会議室)
	17日(金) 10:00~12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
	21日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(中央公民館石坂分館)
2月	18日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	26日(水) 9:00~12:00	行政書士相談	(役場3階 304会議室)
3月	11日(火) 13:00~15:00	女性相談	(役場3階 304会議室)
	18日(火) 13:00~15:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	21日(金) 10:00~12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)

※変更が生じた場合は、「広報はとやま・暮らしの『相談室』」又はホームページでお知らせいたします。

※相談は無料で、秘密は厳守されます。申込対象者は、町民の方が対象となります。

原則、相談日の3日前までに事前予約が必要ですので、下記問合せ先までお申込みください。

お申込みは、平日(土・日・祝日及び年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで。

※消費生活相談窓口については、裏面に記載してあります。

【問合せ先】 鳩山町 総務課 職員・人権政策担当 TEL : 296-1214 (総務課直通)





相談内容



相談名	相談内容等	相談員
女性相談	<ul style="list-style-type: none"> ・職場や地域の人間関係のこと ・夫婦や子ども、家族のこと ・配偶者やパートナーからの暴力（身体的・精神的・経済的） ・仕事のこと など ・相談対象者：鳩山町在住者 	女性相談員 (心理カウンセラー)
人権相談	<ul style="list-style-type: none"> ・差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題 など ・相談対象者：鳩山町在住者 	人権擁護委員
行政相談	<p>役所の仕事（国の仕事、独立行政法人・特殊法人等の仕事、県・町の仕事など）に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情がある ・困っていることがある ・説明や措置などに納得がいかない など ・相談対象者：鳩山町在住者 	行政相談委員
町民法律相談	<ul style="list-style-type: none"> ・法的な解釈が必要な場合 ・法律が関係していると思われるトラブルなど ・相談対象者：鳩山町在住者 ・1日の相談は1人30分で、4人の方まで予約可能です。 ・多くの町民へ相談機会を設けるため、同一人による同じ相談は1度のみ受け付けます。 ・町を相手方とする相談は、受け付けできません。 	弁護士
行政書士相談	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争のおそれのない遺言、遺産に関する相談 ・許認可申請等官公署提出書類作成について など 	行政書士

※事前予約が必要です。より多くの町民の方にご利用いただくため、諸条件を設けております。
お申し込みの際に、担当よりご説明させていただきます。

相談名	相談内容等	相談員
消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者とのトラブルなど消費生活全般に関する相談や問合せ <p>【問合せ先】鳩山町消費生活センター（TEL：049-296-5895） 【相談日時】毎週木曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前10時～12時、午後1時～3時</p>	消費生活相談員

もう一人で悩まないで
相談するその勇気ある一歩から解決に向かいます